

# 昭和二十三年八月

- 一、概況
- 二、産業
- 三、電力、輸送
- 四、食糧
- 五、貿易
- 六、財政
- 七、金融
- 八、通貨
- 九、物価

## 一、概況

インフレーションの前途は決して楽観を許さざるものが認められるが、先月下旬公表せられた国家公務員法改正に関するマツカーサー元帥書簡によつて拡大を予想せられていた労働争議が未然に防止せられることゝなつたのみならず、内外の食糧需給見込も漸く好転の徴が見え始めた故、此の機会を利用して経済安定の十原則に基きインフレーション収束の爲めの総合的施策を實行し、封鎖経済から国際経済への転入の準備を進行と共に、聯合國の好意による援助物資の有効利用を計らねばならない。

終戦後に於ける生産活動指数 (昭和十年—十二年平均一〇〇 加重算術平均)

| 年    | 月   | 年    | 月   | 年    | 月   | 年    | 月   | 年    | 月   |
|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
| 二十年  | 八月  | 二十一年 | 八月  | 二十二年 | 四月  | 八月   | 十二月 | 二十三年 | 一月  |
| 二十年  | 九月  | 二十一年 | 九月  | 二十二年 | 五月  | 九月   | 一月  | 二十三年 | 二月  |
| 二十年  | 十月  | 二十一年 | 十月  | 二十二年 | 六月  | 十月   | 二月  | 二十三年 | 三月  |
| 二十年  | 十一月 | 二十一年 | 十一月 | 二十二年 | 七月  | 十一月  | 三月  | 二十三年 | 四月  |
| 二十年  | 十二月 | 二十一年 | 十二月 | 二十二年 | 八月  | 十二月  | 四月  | 二十三年 | 五月  |
| 二十一年 | 一月  | 二十二年 | 一月  | 二十三年 | 一月  | 二十三年 | 六月  | 二十三年 | 六月  |
| 二十一年 | 二月  | 二十二年 | 二月  | 二十三年 | 二月  | 二十三年 | 七月  | 二十三年 | 七月  |
| 二十一年 | 三月  | 二十二年 | 三月  | 二十三年 | 三月  | 二十三年 | 八月  | 二十三年 | 八月  |
| 二十一年 | 四月  | 二十二年 | 四月  | 二十三年 | 四月  | 二十三年 | 九月  | 二十三年 | 九月  |
| 二十一年 | 五月  | 二十二年 | 五月  | 二十三年 | 五月  | 二十三年 | 十月  | 二十三年 | 十月  |
| 二十一年 | 六月  | 二十二年 | 六月  | 二十三年 | 六月  | 二十三年 | 十一月 | 二十三年 | 十一月 |
| 二十一年 | 七月  | 二十二年 | 七月  | 二十三年 | 七月  | 二十三年 | 十二月 | 二十三年 | 十二月 |
| 二十一年 | 八月  | 二十二年 | 八月  | 二十三年 | 八月  | 二十三年 | 一月  | 二十三年 | 一月  |
| 二十一年 | 九月  | 二十二年 | 九月  | 二十三年 | 九月  | 二十三年 | 二月  | 二十三年 | 二月  |
| 二十一年 | 十月  | 二十二年 | 十月  | 二十三年 | 十月  | 二十三年 | 三月  | 二十三年 | 三月  |
| 二十一年 | 十一月 | 二十二年 | 十一月 | 二十三年 | 十一月 | 二十三年 | 四月  | 二十三年 | 四月  |
| 二十一年 | 十二月 | 二十二年 | 十二月 | 二十三年 | 十二月 | 二十三年 | 五月  | 二十三年 | 五月  |
| 二十二年 | 一月  | 二十三年 | 一月  | 二十三年 | 一月  | 二十三年 | 六月  | 二十三年 | 六月  |
| 二十二年 | 二月  | 二十三年 | 二月  | 二十三年 | 二月  | 二十三年 | 七月  | 二十三年 | 七月  |
| 二十二年 | 三月  | 二十三年 | 三月  | 二十三年 | 三月  | 二十三年 | 八月  | 二十三年 | 八月  |
| 二十二年 | 四月  | 二十三年 | 四月  | 二十三年 | 四月  | 二十三年 | 九月  | 二十三年 | 九月  |
| 二十二年 | 五月  | 二十三年 | 五月  | 二十三年 | 五月  | 二十三年 | 十月  | 二十三年 | 十月  |
| 二十二年 | 六月  | 二十三年 | 六月  | 二十三年 | 六月  | 二十三年 | 十一月 | 二十三年 | 十一月 |
| 二十二年 | 七月  | 二十三年 | 七月  | 二十三年 | 七月  | 二十三年 | 十二月 | 二十三年 | 十二月 |
| 二十二年 | 八月  | 二十三年 | 八月  | 二十三年 | 八月  | 二十三年 | 一月  | 二十三年 | 一月  |
| 二十二年 | 九月  | 二十三年 | 九月  | 二十三年 | 九月  | 二十三年 | 二月  | 二十三年 | 二月  |
| 二十二年 | 十月  | 二十三年 | 十月  | 二十三年 | 十月  | 二十三年 | 三月  | 二十三年 | 三月  |
| 二十二年 | 十一月 | 二十三年 | 十一月 | 二十三年 | 十一月 | 二十三年 | 四月  | 二十三年 | 四月  |
| 二十二年 | 十二月 | 二十三年 | 十二月 | 二十三年 | 十二月 | 二十三年 | 五月  | 二十三年 | 五月  |

石炭生産高並主要部門宛配当量

| 年    | 月   | 年    | 月   | 年    | 月   | 年    | 月   | 年    | 月   |
|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
| 二十年  | 八月  | 二十一年 | 八月  | 二十二年 | 四月  | 八月   | 十二月 | 二十三年 | 一月  |
| 二十年  | 九月  | 二十一年 | 九月  | 二十二年 | 五月  | 九月   | 一月  | 二十三年 | 二月  |
| 二十年  | 十月  | 二十一年 | 十月  | 二十二年 | 六月  | 十月   | 二月  | 二十三年 | 三月  |
| 二十年  | 十一月 | 二十一年 | 十一月 | 二十二年 | 七月  | 十一月  | 三月  | 二十三年 | 四月  |
| 二十年  | 十二月 | 二十一年 | 十二月 | 二十二年 | 八月  | 十二月  | 四月  | 二十三年 | 五月  |
| 二十一年 | 一月  | 二十二年 | 一月  | 二十三年 | 一月  | 二十三年 | 六月  | 二十三年 | 六月  |
| 二十一年 | 二月  | 二十二年 | 二月  | 二十三年 | 二月  | 二十三年 | 七月  | 二十三年 | 七月  |
| 二十一年 | 三月  | 二十二年 | 三月  | 二十三年 | 三月  | 二十三年 | 八月  | 二十三年 | 八月  |
| 二十一年 | 四月  | 二十二年 | 四月  | 二十三年 | 四月  | 二十三年 | 九月  | 二十三年 | 九月  |
| 二十一年 | 五月  | 二十二年 | 五月  | 二十三年 | 五月  | 二十三年 | 十月  | 二十三年 | 十月  |
| 二十一年 | 六月  | 二十二年 | 六月  | 二十三年 | 六月  | 二十三年 | 十一月 | 二十三年 | 十一月 |
| 二十一年 | 七月  | 二十二年 | 七月  | 二十三年 | 七月  | 二十三年 | 十二月 | 二十三年 | 十二月 |
| 二十一年 | 八月  | 二十二年 | 八月  | 二十三年 | 八月  | 二十三年 | 一月  | 二十三年 | 一月  |
| 二十一年 | 九月  | 二十二年 | 九月  | 二十三年 | 九月  | 二十三年 | 二月  | 二十三年 | 二月  |
| 二十一年 | 十月  | 二十二年 | 十月  | 二十三年 | 十月  | 二十三年 | 三月  | 二十三年 | 三月  |
| 二十一年 | 十一月 | 二十二年 | 十一月 | 二十三年 | 十一月 | 二十三年 | 四月  | 二十三年 | 四月  |
| 二十一年 | 十二月 | 二十二年 | 十二月 | 二十三年 | 十二月 | 二十三年 | 五月  | 二十三年 | 五月  |
| 二十二年 | 一月  | 二十三年 | 一月  | 二十三年 | 一月  | 二十三年 | 六月  | 二十三年 | 六月  |
| 二十二年 | 二月  | 二十三年 | 二月  | 二十三年 | 二月  | 二十三年 | 七月  | 二十三年 | 七月  |
| 二十二年 | 三月  | 二十三年 | 三月  | 二十三年 | 三月  | 二十三年 | 八月  | 二十三年 | 八月  |
| 二十二年 | 四月  | 二十三年 | 四月  | 二十三年 | 四月  | 二十三年 | 九月  | 二十三年 | 九月  |
| 二十二年 | 五月  | 二十三年 | 五月  | 二十三年 | 五月  | 二十三年 | 十月  | 二十三年 | 十月  |
| 二十二年 | 六月  | 二十三年 | 六月  | 二十三年 | 六月  | 二十三年 | 十一月 | 二十三年 | 十一月 |
| 二十二年 | 七月  | 二十三年 | 七月  | 二十三年 | 七月  | 二十三年 | 十二月 | 二十三年 | 十二月 |
| 二十二年 | 八月  | 二十三年 | 八月  | 二十三年 | 八月  | 二十三年 | 一月  | 二十三年 | 一月  |
| 二十二年 | 九月  | 二十三年 | 九月  | 二十三年 | 九月  | 二十三年 | 二月  | 二十三年 | 二月  |
| 二十二年 | 十月  | 二十三年 | 十月  | 二十三年 | 十月  | 二十三年 | 三月  | 二十三年 | 三月  |
| 二十二年 | 十一月 | 二十三年 | 十一月 | 二十三年 | 十一月 | 二十三年 | 四月  | 二十三年 | 四月  |
| 二十二年 | 十二月 | 二十三年 | 十二月 | 二十三年 | 十二月 | 二十三年 | 五月  | 二十三年 | 五月  |

(単位 千噸)

## 二、産業

八月中に於ける石炭の生産は二百五十二万九千噸と目標二百六十一万三千噸に對し八万四千噸の不足を示したのみならず、本年初頭以来最低の成績であつた。不調の主因は前月来の水害と盆休みによる稼働日数の減少、坑内保安の不備よりくる生産意欲の低下等である。鉄鋼の生産は輸入炭七万二千噸を含め二十八万八千噸に達する配炭により銑鉄目標八万噸に對し実績六万五千噸、鋼材目標九万三千噸に對し実績九万一千噸と何れも目標には相当の開きがあるものの実績としては終戦来の最高記録を示した。

其他の重要工業生産状況を見るに、化学肥料の生産は硫安目標七万六千噸に對し実績六万七千噸、石灰窒素目標二万三千噸に對し実績一万九千噸と何れも目標を下廻つたが、これは主として電力制限によるものである。ただ原料たる燐鉱石の輸入の順調であつた燐酸石灰の生産は目標十萬噸に對し実績十一萬噸と比較的好成績を示した。セメントの生産は十六万七千噸と前月より四万五千噸の増加を示した。輸出品の大宗たる綿糸の生産は三千五十六万封度と前月に比して更に百四十五万封度の減少をみた。これは原棉の入荷が四万八千俵と前月に比し五万八千俵の減少に加え、今後の入荷についても確たる見透困難のため、操短が一段と強化せられた関係によるものである。生糸の生産は一万一千九百俵と前月より四百俵を増加したが、これは繰糸機運転台数の増加と作業能率の向上によるものである。

(国民経済研究協会調)



国鉄貨物輸送計画並に実績

| 年    | 月   | 輸送計画  | 輸送実績  |
|------|-----|-------|-------|
| 二十二年 | 七月  | 九八五   | 九五三   |
|      | 八月  | 九八〇   | 九七三   |
| 二十三年 | 十二月 | 一〇、三六 | 八、九五  |
|      | 一月  | 九、一八  | 八、六三  |
| 二月   | 二月  | 九、二六  | 八、九四  |
|      | 三月  | 一〇、二四 | 九、八六  |
| 四月   | 四月  | 一〇、二四 | 九、七七  |
|      | 五月  | 一〇、五九 | 一〇、四九 |
| 六月   | 六月  | 一〇、〇二 | 一〇、一四 |
|      | 七月  | 一〇、六二 | 一〇、〇六 |
| 八月   | 八月  | 一〇、七六 | 一〇、〇三 |
|      | 九月  | 一〇、七六 | 一〇、〇三 |

(単位 千廬)

四、食糧

麦の月末供出累計は五百五十八万九千石と目標に対して八十七・二%に達しているが、供出完納は全国で十五県であり、千葉、茨城、福井、新潟、秋田、北海道の一道五県は七十%以下と成績甚だしく不良であり、月中供出高も百二万八千石と相当鈍化の傾向を示し始めた。之に対し馬鈴薯は月中供出高四千万貫、月末供出累計一億六千万貫と目標に対して五十二・四%の進捗率を示しており先づ好調と云えよう。然し乍ら何分今月は端境期の事故米の手持繰り穀類十一万三千ト脱脂大豆三千九百トン砂糖八万六千トン罐詰五千トン計二十万九千トンの輸入食糧と十萬八千廬に及ぶ身替凍結米の配給を見たにも拘らず、遺憾乍ら遅配は北海道函館地方の五十一日を筆頭に一道十五県に出現した。

なお二十一日に麦馬鈴薯の超過供出分の買上価格の発表を見、麦は供出価格の三倍、馬鈴薯は二倍半と決定せられた事は今後の供出に好影響を及ぼすものと云えよう。

食糧供出量(麦) (括弧内数字は供出目標六百三十万石に対する遂行率を示す)

(単位 千石)

| 年             | 月  | 供出高   | 目標    | 遂行率   |
|---------------|----|-------|-------|-------|
| 二十三年          | 六月 | 一、八九八 | 二、六六三 | 七一・五% |
|               | 七月 | 一、八九八 | 四、五六一 | 七一・五% |
| 二十二年          | 八月 | 一、〇二八 | 五、五八九 | 八七・二% |
|               | 九月 | 一、〇二八 | 四、九〇二 | 九七・八% |
| 前年同月供出累計高及遂行率 |    | 四〇三   | 三、一六四 | 六三・二% |
|               |    | 八%    |       |       |

五、貿易

輸入は食糧三十一億五千万円、石油類六億七千万円、繊維類十五億三千三百万円、機械金属鉱産物三億九千万円、化学農水産品八億四千五百万円等計六十五億三千二百万円なるに対し輸出は繊維製品二十三億二千六百万円、化学農水産品四億七百万円、機械金属鉱産物五億六千万円、雑貨十億四千九百万円等計四十三億四千七百万円となつており、差引輸入超過は二十一億八千四百万円と、前月比、十六億七千五百万円の増加を見た。これは前月に比し輸入に於ける食糧、繊維等の大幅な増加が、輸出に於ける繊維製品、雑貨等の増加を上廻つたためである。

相手国別に貿易の内訳を見ると、輸入に於ては依然米国が第一位を占めており、其輸入総額に対する比率は、同国よりの食糧、繊維等の輸入増加を反映して、五十四%と前月の四十七%に比し、七%の増加を示した。一方輸出に於ても米国が第一位を占めているが、其輸出総額に対する比率は、当月中輸出総額の増加の關係で相対的に低下し、三十二%と前月の三十六%に比し四%の減少を示した。

対日民間貿易の月中契約成立実績は一千七百八十七件、三千三百七十二万八千ドルで前月に比し件数に於て四百二十七件、金額に於て一千三百八十七万五千ドルの増加を示した。之は主として繊維製品並に機械金属類の増加に因るものである。

次に貿易資金の動向を見るに、収入は輸入品の払下代金五十六億二千百万円、貿易公団よりの貸付金回収九十四億五千万円(内借換分八十二億二千二百万円)等計百五十億八千四百万円なるに対し、支出は輸出品買上代金並に輸出諸掛二十四億八千二百万円、貿易公団への貸付金百二十八億九千四百万円(内新規貸付四十

六億七千万円) 輸入諸掛三億五千三百万円等の外新に設置された外貨交換用回  
 転基金への払込十億円を加えて計百七十億七千九百万円と差引十九億九千五百万  
 円の支払超過を示した。右不足資金を賄う為め月中貿易資金は日本銀行より十五  
 億円を借入れた結果、八月末同資金の借入残高は百億円に達した。

尚前記外貨交換用回転基金は、連合軍最高司令部の指示により在日米國占領要  
 員に対し円貨の売却を円滑ならしめる為め新に設けられたものである。即ち従来  
 在日米國占領要員に対する円貨の支払は終戦処理費により賄われてきたが今回貿  
 易資金より十億円を払込むことによつて本基金が設定され、今後一カ月毎に円貨  
 売却額に応じて補充が行われる事となり、又此の円貨売却によるドル収入は、我  
 國への重要物資輸入代金の支払等に充当される事となつた。従つて今回の措置は  
 我國の現状より見れば、貿易外収入によるドル貨獲得に寄与する点尠くないと思  
 われる。

八月十日連合軍最高司令部より対日民間貿易再開一周年たる八月十五日を期し  
 民間輸出貿易に対する主要統制部分が除去される旨発表があり、之に伴い同日貿  
 易庁より新輸出手続が発表された。新輸出手続は、(一)契約の日本側当事者が従来  
 の貿易庁に代り輸出業者自身となること、(二)従つて輸出業者の責任が加重される  
 こと、(三)輸出手続並に貿易金融が簡略化されること等の諸点に於て、自由貿易へ

の移行の一步前進が行われたものと云えよう。一方本年頭初より部分的に実施さ  
 れて来た所謂輸出報奨制(インセンティブ・システム)は之を機会に全面的に実施  
 される事となつた。即ち従来の輸出品ドル建価格は新系統施行と共に全て最低価  
 格となり、同価格以上による取引成立に際しては、同価格との差額に付、報奨を  
 加味して一定の割合で、輸出業者に対し円貨が支給される。故に結果的に見れば  
 本制度は商品別複数レート(P・R・S)と同作用を持つものであると云うべく、此  
 意味に於て本制度の全面的実施は我國物価体系の國際物価体系への接近を促進す  
 ると共に、單一為替レート設定への準備階梯であるとも云い得る。

次に八月十六日同じく連合軍最高司令部より、同司令部代表とポンド地域代表  
 との会談に於て、本年七月一日より来年六月三十日に至る期間、我國對全ポンド  
 地域間に最低二億四千二百万ドルに上る通商協定案が成立した旨発表があつた。  
 本協定案によれば、我國は繊維製品機械等完成品最低一億二千万ドルを全ポ  
 ド地域に輸出する一方、棉花、羊毛、皮革、ゴム等原料品最低一億二千万ドル  
 を同地域より輸入するものとされている。従つて本協定案が実施されるならば従  
 来のポンド諸國との個別的貿易に見られた障害は排除され、ポンド貿易就中ポ  
 ド地域よりの輸入が活潑化する結果、入超を続ける對米片貿易の調整に寄与す  
 る点が尠くないと思われる。

輸出入品目別内訳

(單位 百万円)

| 輸出入合計    | 二〇一一年 |        | 二〇一二年 |        | 二〇一三年 |       | 七月 | 八月 |
|----------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|----|----|
|          | 一月    | 十二月    | 一月    | 十二月    | 一月    | 三月    |    |    |
| 輸出合計     | 二、二五九 | 一〇、一五二 | 五、九四七 | 八、八一八  | 三、二〇八 | 四、三四七 |    |    |
| 内金屬機械鋁物類 | 四六四   | 八五一    | 四六四   | 六〇三    | 四五三   | 五六四   |    |    |
| 織維類      | 九三九   | 二、八二八  | 三、〇三二 | 四、九六二  | 一、三〇九 | 二、三二六 |    |    |
| 化學製品農水産品 | 四七五   | 二、一〇三  | 九九九   | 一、〇九七  | 五五八   | 四〇七   |    |    |
| 雜貨類      | 三八〇   | 四、三六九  | 一、四五〇 | 二、一五四  | 八八七   | 一、〇四九 |    |    |
| 輸入合計     | 四、〇六七 | 二〇、二七〇 | 九、一四九 | 一〇、四七九 | 三、七一一 | 六、五三二 |    |    |



政府資金収支状況 (国庫局「政府資金移動概況」による)

(単位 百万円)

| 項目            | 二十三年四月    |           | 五月        |           | 六月        |           | 七月         |            | 八月        |           |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|
|               | 入         | 出         | 入         | 出         | 入         | 出         | 入          | 出          | 入         | 出         |
| 支 (内短期証券償還)   | 六三、三五六    | 六三、三七五    | 五一、八九九    | 五八、〇八一    | 五四、七九三    | 六二、〇七四    | 一七〇、〇四八    | 五三、三四〇     | 六八、五二一    | 七六、五一一    |
| 政府資金収支(-)超過   | (一、四〇七)   | (二、四〇七)   | (三、九九八)   | (二、九九八)   | (五、二七四)   | (二、二七四)   | (一、六七九)    | (四、五七四)    | (四、一六一)   | (七、九九〇)   |
| 預金部資金収支(△)超過  | (△) 一、八二二 | (△) 一、八二二 | (△) 一、二四九 | (△) 一、二四九 | (△) 二、一三三 | (△) 二、一三三 | (△) 五、三〇四  | (△) 七六七    | (△) 二〇九   | (△) 二〇九   |
| 公募公債代り金       | 六四七       | 六四七       | 七七五       | 七七五       | 七七八       | 七七八       | 二、一四〇      | 八八一        | 一、六九八     | 一、六九八     |
| 差引財政資金収支(-)超過 | 一、一五六     | 一、一五六     | (-) 五、七〇八 | (-) 五、七〇八 | (-) 五、七六六 | (-) 五、七六六 | (-) 一〇、三二八 | (-) 二二、二〇〇 | (-) 九、四七九 | (-) 九、四七九 |

七、金 融

財政支出超過九十五億円の補填に加うるに十五億円に上る預金部に対する食糧証券の償還資金は、市中金融機関の復興五分利国庫証券の引受並に電話国庫債券公募代り金十七億円のほか、日本銀行の大蔵省証券引受超過十億円(引受六十億円、償還五十億円)並に食糧証券引受超過六十七億円(引受二百五十一億円、償還百八十四億円)日本銀行の政府貸上金純増六十六億円(貸上七十六億円、回収十億円)等の資金によつて賄われ、残額は政府当座預金並に預金部会計預金として一時滞積せられた。このほか新炭証券六億円が日本銀行引受によつて発行されたが、右は全額日本銀行に償還されたから政府の資金繰りには影響なかつた。

次に全国銀行貸出増加額は二百九十七億一千万円と前月の増加額二百三億六千万円に引続き本年最高の増加を示したが、之は公債改訂の爲の増加運転資金需要の本格化、公団認証手形融資、貿易手形融資の増大に加えて益資金等の季節的資金需要が著しかった為である。而して此の如き貸出の増加により市中金融機関の手許は繁忙を来し、このため日本銀行の市中銀行に対する貸出増加は八十九億八千万円と二月以来の記録を示した。

復興金融庫の貸出増加額も七十四億五千万円と前月の増加額五十六億七千万円を十七億八千万円上廻つた。之を使途別に見れば、設備資金六十億二千万円、

運転資金十四億三千万円である。次に業種別内訳を見れば、鉱業四十億三千万円、電気業十三億円、交通業五億九千万円等が主要なものである。尚右の貸付資金を賄う為手持短期証券売却に加えて新に発行された復興金融債券は三十九億円に上つたが、その中市中金融機関により消化せられた分は十七億一千万円で残額二十一億八千万円は日本銀行により引受けられた。又第十一回、第十二回復興金融債券二十億円、十四億円の償還期限が夫々十一日、二十四日到来せる為、政府は右債券償還資源に充当する為、十日、二十三日各同額の払込を行った。

全国銀行一般預金の増加額は三百四十一億五千万円と本年最高の記録を示し、前月の純増加額百三十九億八千万円(第一封鎖預金よりの振替額二百九十八億六千万円を控除せるもの)を二百一億六千万円も上廻つた。之が原因としては、(1)前月の政府撤布資金が市場に浸透せること、(2)物価の横這いに投機資金が一服状態にあること、(3)本格化した事業会社の増資払込資金が一時滞溜していること等も挙げられるが、最大の原因は前述貸出の著増に伴う振替が行われたこと、取引高税実施を控えて下旬に至り各種決済資金の移動旺盛を極め、月末には翌日交換持出小切手と預金との両建協定が著しく膨脹したことの二点に存する。農業会の解散により新に設立せられた市町村農業協同組合預金は麦、馬鈴薯等の供出代金振込もあつたが、一方益資金等の払戻しも著しく月中増加は七億三千万円に止

まつた。

市中銀行の実際貸出金利は先月に引続き臨時金利調整法に依る最高利子日歩二銭八厘に急速に鞘寄せしつゝある。

十日第二・四半期資金計画の決定を見たが、右に依れば期中預金純増七百三十億円及び通貨増発三百九十億円によつて、産業資金需要七百五十億円及び財政資金需要四百億円計千五十億円(重複分百億円を除く)及び金融機関手許現金増七十億円が賄われる予定である。

懸案の中小企業金融対策は十一日ようやく要綱の閣議決定を見、払込資本金二百万円以下及び之に準ずる中小企業に対しては当面復興金融庫の代理貸及び保証融資制度を活用し第二・四半期に於いて二十億円を中小企業用資金として確保することゝなつた。

国債発行高償還高及引受先償還先別内訳

| 八月中<br>(前月中) | 発行高<br>(一、七四七<br>一、〇二五) | 引受先別内訳 |          |         | 償還高<br>( ) | 償還先別内訳 |     |     | 月末現在高<br>(二二四、二一八<br>二二一、一四二) |
|--------------|-------------------------|--------|----------|---------|------------|--------|-----|-----|-------------------------------|
|              |                         | 日本銀行   | 預金部      | 其他      |            | 日本銀行   | 預金部 | 其他  |                               |
|              |                         | 〇      | 一二三      | 一、七二五   | 〇          | 〇      | 〇   | 〇   |                               |
|              |                         | ( )    | ( 一、二六 ) | ( 八九九 ) | ( )        | ( )    | ( ) | ( ) |                               |

(註) 月中交付公債四〇五百万円、農地証券二二百万円の発行並財産納付による引落九四百万円、戦時補償特別納付による引落一〇三百万円あり、月末残高は之を含む。

大蔵省証券発行高償還高及引受先償還先別内訳

| 八月中<br>(前月中) | 発行高<br>(六、〇〇〇<br>一、一、〇〇〇) | 引受先別内訳 |     |     | 償還高<br>( ) | 償還先別内訳 |     |     | 月末現在高<br>(一三、〇〇〇<br>一、一、〇〇〇) |
|--------------|---------------------------|--------|-----|-----|------------|--------|-----|-----|------------------------------|
|              |                           | 日本銀行   | 預金部 | 其他  |            | 日本銀行   | 預金部 | 其他  |                              |
|              |                           | 〇      | 〇   | 〇   | 〇          | 〇      | 〇   | 〇   |                              |
|              |                           | ( )    | ( ) | ( ) | ( )        | ( )    | ( ) | ( ) |                              |

食糧証券発行高償還高及引受先償還先別内訳

| 八月中<br>(前月中) | 発行高<br>(二五、〇九〇<br>二一、八九〇) | 引受先別内訳 |     |     | 償還高<br>( ) | 償還先別内訳 |     |     | 月末現在高<br>(三六、九八〇<br>三三、九八〇) |
|--------------|---------------------------|--------|-----|-----|------------|--------|-----|-----|-----------------------------|
|              |                           | 日本銀行   | 預金部 | 其他  |            | 日本銀行   | 預金部 | 其他  |                             |
|              |                           | 〇      | 〇   | 〇   | 〇          | 〇      | 〇   | 〇   |                             |
|              |                           | ( )    | ( ) | ( ) | ( )        | ( )    | ( ) | ( ) |                             |

(単位 百万円)

次に割引市場の育成を目的として新たに日本銀行は短資業者へ融資する方針をとることゝなつた。即ち信用取引の普及の為短資業者が従来のランニングブローカーの地位から一歩進んで市場資金により自己の責任に於て手形の売買をなすことが望ましいのは云う迄もないが、此の見地に基き日本銀行は短資業者がコールマネーの回収等により一時的に資金繰りに悩む場合には一定限度内に於て一時緊急資金を供給することゝなつた。

八月十七日金融制度改革に付いての連合軍最高司令部の指針が発表せられた。右指針の目指す財政と金融との分離金融行政中央銀行市中金融機関の民主化は妥当な方向であるが、右に基き現実に金融業法を制定するに当つては我国の特殊事情及び現状を充分に斟酌する必要があると思われる。

(単位 百万円)

日本銀行の政府貸上金 (昭和二十三年八月)

(單位 百万円)

| 會計名      | 月末残高   | 月中増減(△) | 會計名     | 月末残高   | 月中増減(△) |
|----------|--------|---------|---------|--------|---------|
| 一般會計     | 一、二五〇  | 〇       | 通信事業    | 八、三六六  | 三、三四二   |
| 泰國關係分    | 一〇、〇〇〇 | 〇       | 薪炭需給調節  | 四九〇    | 〇       |
| 終戦処理費分   | 七、〇〇〇  | 〇       | 国有林野事業  | 二、〇六八  | 三五〇     |
| 臨時軍事費關係分 | 一八、二五〇 | 〇       | 開拓者資金融通 | 九三九    | 〇       |
| 特別會計     | 九、七四一  | 〇       | 農業共済再保險 | 六一〇    | 〇       |
| 財產稅等収入金  | 一〇、〇〇〇 | 〇       | 漁船再保險   | 三〇     | 〇       |
| 貿易資金     | 二七、一〇〇 | 一、四五〇   | 合計      | 七七、五九四 | 六、六四二   |
| 国有鐵道事業   | 〇      | 一、四五〇   |         |        |         |

政府債務現在高所有者別内訳 (昭和二十三年八月末)

(單位 百万円)

| 種別   | 債       | 大藏省証券  | 食糧証券   | 薪炭証券  | 借入金    |
|------|---------|--------|--------|-------|--------|
| 日本銀行 | 六〇、四七一  | 一〇、六五二 | 二二、九九七 | 二、一〇〇 | 七七、五九四 |
| 特殊銀行 | 二、八七八   | 一〇〇    | 三八八    | 〇     | 〇      |
| 十大銀行 | 一〇、一二一  | 〇      | 二二〇    | 〇     | 〇      |
| 地方銀行 | 三三、三六三  | 〇      | 二〇〇    | 〇     | 〇      |
| 貯蓄銀行 | 二九、七一〇  | 四七     | 〇      | 〇     | 〇      |
| 信託銀行 | 四三      | 〇      | 〇      | 〇     | 〇      |
| 預金部  | 六八      | 〇      | 〇      | 〇     | 〇      |
| 其他   | 四四、六〇〇  | 一、二〇一  | 七、〇五〇  | 〇     | 〇      |
| 其計   | 三三、九六四  | 〇      | 五、一二五  | 〇     | 〇      |
| 總計   | 二二四、二一八 | 一三、〇〇〇 | 三六、九八〇 | 二、一〇〇 | 八〇、八〇六 |

(註) 日本銀行所有の國債は額面額、特殊銀行、金庫、十大銀行、貯蓄銀行、信託銀行、預金部所有國債は帳簿価格である。「其他」は額面による國債発行額より之等を差引いて算出した。  
尚「其他」中には保險会社、農業会等を含む。

全国銀行貸出

(單位 百万円)

| 年       | 二十三年    | 二       | 三       | 四        | 五       | 六       | 七        | 八        |
|---------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|----------|----------|
| 月中増加高   | 七、九五四   | 八、四四七   | 一一、七六六  | 四六、一〇四   | 六、二八一   | 一七、六七三  | 二〇、三六四   | 二九、七一八   |
| (内十大銀行) | (三、八六〇) | (四、五七六) | (五、五七九) | (二九、九三〇) | (二、六五一) | (九、三九一) | (一三、三六四) | (一七、四四三) |

|             |          |          |          |           |           |           |           |           |
|-------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 月 末 残 高     | 一三三、三九六  | 一三〇、八四一  | 一四二、六〇八  | 一八八、七二三   | 一九四、九九三   | 二二二、六六五   | 一三三、〇二九   | 二六二、七四七   |
| (内 十 大 銀 行) | (六六、九五九) | (七一、五三五) | (七七、一一四) | (一〇七、〇四五) | (一〇九、六九六) | (一一九、〇八七) | (一三七、一一八) | (二五四、五七一) |

(註) 三月以前は新勘定のみ、十大銀行欄六月以前は協和銀行(旧日本貯蓄銀行)を含み九大銀行分。

復興金融 金庫貸出

(単位 百万円)

| 年       | 月     | 二十三年   |        |        |        |        |        |        |        |
|---------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|         |       | 一      | 二      | 三      | 四      | 五      | 六      | 七      | 八      |
| 設 備 資 金 | 月中増加高 | 二、四三一  | 二、二八二  | 二、八一〇  | 二、三一六  | 三、五五七  | 四、六八二  | 五、三七五  | 六、〇二二  |
|         | 月末残高  | 二〇、九四六 | 二二、二二九 | 二六、〇三九 | 二八、三五六 | 三一、九一三 | 三六、五九五 | 四一、九七一 | 四七、九九四 |
| 運 転 資 金 | 月中増加高 | 一、八三〇  | 三、六八三  | 二、二一四  | 二、五〇二  | 二、五八七  | 九七八    | 二九八    | 一、四三〇  |
|         | 月末残高  | 二七、五二五 | 三一、二〇九 | 三三、四二三 | 三五、九二五 | 三八、五一三 | 三九、四九二 | 三九、七九〇 | 四一、二二〇 |
| 合 計     | 月中増加高 | 四、二六一  | 五、九六六  | 五、〇二四  | 四、八一八  | 六、一四四  | 五、六六〇  | 五、六七三  | 七、四五三  |
|         | 月末残高  | 四八、四七二 | 五四、四三九 | 五九、四六三 | 六四、二八二 | 七〇、四二七 | 七六、〇八八 | 八一、七六一 | 八九、二一五 |
| 外に保証融資  | 月中増加高 | 六二七    | 三九五    | 四二五    | 三〇三    | 二四二    | 四四八    | 二五六    | 一八〇    |
|         | 月末残高  | 二、一八二  | 二、五七八  | 三、〇〇四  | 三、三〇七  | 三、五四九  | 三、九九七  | 四、二五三  | 四、四三四  |

復興金融債券発行高償還高及引受先償還先別内訳

(単位 百万円)

| 年       | 月 | 発行高     | 引受先別内訳  |         | 償還高     | 償還先別内訳  |       | 月末現在高    |
|---------|---|---------|---------|---------|---------|---------|-------|----------|
|         |   |         | 日本銀行    | 市中      |         | 日本銀行    | 市中    |          |
| 八 月     | 中 | 三、九〇〇   | 二、一八一   | 一、七一九   | 三、四〇〇   | 三、一一三   | 二八七   | 六三、四〇〇   |
| (前 月 中) |   | (六、四〇〇) | (四、一三九) | (二、一六一) | (六、五〇〇) | (五、七六〇) | (七四〇) | (六二、九〇〇) |

全国銀行第一封鎖預金

(単位 百万円)

| 年     | 月           | 二十三年一月    | 二 月       | 三 月       | 四 月      | 五 月       | 六 月       | 七 月       |
|-------|-------------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 月中増減高 | (-) 九、五〇九   | (-) 五、四九一 | (-) 三、一四一 |           | 二、九九一    | (-) 二、二一一 | (-) 二、六三七 | (-) 一、一八四 |
|       | (内 九 大 銀 行) | (-) 六、六五七 | (-) 三、二〇九 | (-) 二、一四九 |          | (-) 一、一七四 | (-) 一、五三五 | (-) 七五九   |
| 月末残高  | 四〇、三二五      | 三四、八三六    | 三一、六九五    | 三四、六八六    | 三三、四七五   | 二九、八三八    | 二八、六五四    | 二八、六五四    |
|       | (内 九 大 銀 行) | (一九、二六二)  | (一六、〇五三)  | (一三、九〇四)  | (一五、九九二) | (一四、八一八)  | (一三、二八三)  | (一二、五二四)  |

(註) 七月分は七月二十日残高にして概算。

日本銀行特別経済月報

全国銀行預金（公金、同業者預金を含まず）

（単位 百万円）

| 年 月     | 二十三年一月   | 二 月      | 三 月       | 四 月       | 五 月       | 六 月       | 七 月       | 八 月       |
|---------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 月中増加高   | 一一、三七八   | 九、八六二    | 二五、九五八    | 三、八二五     | 一〇、八六八    | 二五、一四一    | 四三、八五一    | 三四、一五三    |
| （内十大銀行） | （七、四九二）  | （六、〇五五）  | （二七、〇二八）  | （二、〇九九）   | （四、〇三五）   | （二四、九四九）  | （三四、八五三）  | （二二、九〇二）  |
| 月末残高    | 一五九、四六七  | 一六九、三二九  | 一九五、二八八   | 一九九、一三三   | 二〇九、九八一   | 二三五、一二二   | 二七八、九七三   | 三三三、一二六   |
| （内十大銀行） | （九〇、五四二） | （九六、五九七） | （一一三、六二五） | （一一五、七二五） | （一一九、七六〇） | （一二三、七〇九） | （二六九、五六二） | （一九三、四六三） |

（註）六月以前は自由預金のみ。十大銀行欄六月以前は協和銀行（旧日本貯蓄銀行）を含みぬ九大銀行分。

八、通 貨

日本銀行券の月中増発高は百二十八億円と前月の増発高百七億円に比し二十一億円の増加を示しており、月末発行高は二千五百四十二億円に達した。日本銀行券増発高増加の原因は基本的には公債改訂に伴う資金需要増加に存するが、益資

金並に取引高税を見越しての決済資金需要が之に拍車をかけたものと認められる。増発原因を主として日本銀行勘定に依拠して分析するに、財政関係八十億円、民間関係四十八億円と推定せられる。

日本銀行券発行高

（単位 百万円）

| 年 月   | 二十二年十一月 | 十二月    | 二十三年一月   | 二 月      | 三 月    | 四 月    | 五 月    | 六 月    | 七 月    | 八 月    |
|-------|---------|--------|----------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 月中増減高 | 一〇、四九三  | 四〇、九三三 | （一）一、〇九三 | （一）二、七五九 | 三、四五五  | 一、六六六  | 三、〇五八  | 七、〇八九  | 一〇、七八八 | 一三、八四四 |
| 月末現在高 | 一七、一五六  | 二九、一四二 | 二八、〇四八   | 二五、二九九   | 二八、七七四 | 三〇、四四〇 | 三三、四九八 | 三〇、五七七 | 二四、三六五 | 二五、四〇九 |

日本銀行主要勘定（昭和二十三年八月）

（単位 百万円）

| 資 産    | の 部     |           | 負 債     | の 部     |         |
|--------|---------|-----------|---------|---------|---------|
|        | 月末残高    | 月中増減(△)   |         | 月末残高    | 月中増減(△) |
| 政府貸上金  | 七七、五九四  | 六、六四三     | 発行銀行券   | 二五四、二〇九 | 一一、八四四  |
| 貸出金    | 五八、〇二四  | 九、一五三     | 政府預金    | 八、八〇八   | 八〇一     |
| 現金及地金  | 六四一     | 二一        | 其他預金    | 一七、九三三  | 一一八     |
| 国債其他証券 | 一四二、八四一 | (△) 三、〇四六 | 雑勘定金    | 一一、三〇六  | 二、六四五   |
| 代理店勘定  | 二、九四六   | 一、六四二     | 資本金及積立金 | 二五二     | 〇       |
| 雑勘定    | 一〇、四五四  | 一、七六二     | 合計      | 二九二、五〇〇 | 一六、一七二  |
| 合計     | 二九二、五〇〇 | 一六、一七二    | 合計      | 二九二、五〇〇 | 一六、一七二  |

九、物 価

主として公定価格に準拠し作成せられた日本銀行調東京卸売物価指数並に東京小売物価指数は前月に比し各二十・五%及び二十一・五%の急激なる騰貴を示した。之は前々月末以来の公定価格の改訂が引続き実施せられている為めである。次に同じく日本銀行調東京卸売物価指数は前月に比し生産財は一・〇%の微騰に止り、消費財は反つて四・一%の下落を示した。之は基本的には公定価格の大幅引上によつて闇市場に買向う資金が相対的に不足した結果と考えられているが、特に消費財關物価指数の下落は、主食類の作柄豊作十一月よりの増配実現見込、農家の古米手放等前月の諸事情により主食類が下落した為めである。

今般の公定価格引上に際して価格形成は従来同様機械的な原価計算によつて行われ需給の实情が無視されているが之が為め非鉄金屬類、一部の鋼材、陶磁器、電氣器具等に於ては、公定価格が現実価格を上廻るものを生じているのは注目を要する所と云はねばならない。尚公定価格の大幅引上により闇物価指数の公定価

東京卸売物価指数及東京小売物価指数

(卸売物価指数は加重算術平均  
小売物価指数は単純算術平均)

| 年 月                      | 二十一年六月  | 二十一年十二月 | 二十一年平均  | 二十二年六月  | 二十二年八月  | 二十二年十二月  | 二十二年平均  | 二十三年五月   | 二十三年六月   | 二十三年七月   | 二十三年八月   |
|--------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|----------|----------|----------|----------|
| 東京卸売物価指数<br>(昭和八年=100)   | 一、五三・二  | 二、三三〇・三 | 一、五九八・八 | 三、四四五・五 | 六、五〇三・二 | 八、九一九・一  | 五、一〇八・一 | 九、六三四・二  | 一〇、〇〇七・四 | 一四、〇四二・六 | 一六、九二六・三 |
| 東京小売物価指数<br>(大正三年七月=100) | 三、一五四・九 | 四、三三三・一 | 二、八九四・六 | 五、六六六・一 | 七、六三三・〇 | 一四、五二二・八 | 七、七九四・七 | 一七、〇四七・九 | 一七、三三六・〇 | 二二、五七五・二 | 二六、二四四・九 |

東京闇物価指数  
(生産財は単純算術平均  
消費財は加重算術平均)

| 年 月                  | 二十一年六月 | 二十一年十二月 | 二十二年六月 | 二十二年八月 | 二十二年十二月 | 二十三年五月 | 二十三年六月 | 二十三年七月 | 二十三年八月 |
|----------------------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 生産財<br>(昭和二年八月=100)  | 一三三・七  | 二九二・二   | 三六二・二  | 四一八    | 四七七     | 四七九    | 四八一    | 四八六    |        |
| 消費財<br>(昭和二十年九月=100) | 一一〇・一  | 二二二・二   | 四一九    | 四五二    | 五五八     | 七二二    | 七六七    | 七八五    | 七五三    |

格指数に対する倍率は生産財三倍、消費財四・六倍と何れも終戦後初めての近接を示した。十六日政府の金買上価格は、主としてその生産費を基礎として一グラム三百二十六円に引上げられたが、之は貨幣法に規定する一グラム一円三十三銭に比し二百四十五倍、昭年十年に於ける日本銀行買上価格一グラム三円八銭に比し百六倍となつた。

国家公務員法改正迄の臨時措置として先月末制定せられた政令により、公務員は雇用条件等に関し政府とジョイント・ネゴシエーションは出来るものゝ團結の力を背景とし対等の立場に立つ団体交渉権及び争議権を喪失することゝなつたが、一方政府としては、之等職員の給与その他雇用条件を保障する必要があるもので、同法改正原案に於ては、現在の臨時人事委員会を拡充強化せる人事院をして之等の事項を処理せしめることゝしている。然し人事院の決定する公務員の給与水準は、財政及び経済各方面え及ぼす影響が甚大であるから、その決定については慎重な考慮が必要であらう。